

円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。

(3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

3 訴えの理由

市立小学校事務職員（県費負担職員）であった訴えの相手方が、平成30年6月から令和3年3月までの間不適正な会計処理を行い紛失した学校給食費相当分の損害について、令和5年6月に損害賠償金の支払を求める通知書を送付したが支払に応じず、同年8月に督促状を送付したが、支払期限の同年8月18日までに支払に応じなかったことから、訴えを提起するもの。

4 その他

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ
- (2) 控訴、上告、上告受理申立て又はそれらの取下げ
- (3) その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為
(提案理由)

学校給食費の不明金の請求に関して、訴えを提起するため提出するものである。